

日 時	令和3年11月11日(木) 9:15~10:45 第13回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、政策局政策調整担当理事、温暖化対策統括本部長、市民局長、鶴見区長
欠席者	なし
議 題	3 令和5年度以降の地震火災対策について【都市整備局】
議 事 要 旨	<p><b>【論点】</b> 本市の木造密集市街地の改善に向けて、以下のとおり、地震火災対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震火災対策については、令和5年度以降も継続する。</li> <li>・令和4年度中に、目標期間を10年間とする新たな地震火災対策方針を策定する。</li> <li>・新たな地震火災対策方針では、重点対策地域と対策地域において「延焼危険性」の解消を基本方針とし、「避難困難性」の解消の視点を加えて、実効性のある具体的な取組を進める。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <p>○『地震火災対策方針』の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『地震火災対策方針』は、地震防災戦略における重点施策「施策1-2火災による被害の軽減」に関する詳細な対策方針であり、計画期間は平成26年度から令和4年度までの9年間である。延焼危険性の高いエリアを対象地域（重点対策地域・対策地域）に定め、建築物の不燃化や延焼遮断帯の形成などのハード施策と、感震ブレーカーや初期消火器具の設置促進などのソフト施策を両輪で進めている。</li> </ul> <p>○令和4年度末の進捗見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震火災対策方針の取組状況として、ソフト施策・ハード施策を全て実施している「重点対策地域」において大きな効果が出ているものの、計画期間終了となる令和4年度末時点で目標の約42%の達成度となる見込みである。</li> </ul> <p>○推進上の主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード整備事業では用地買収等の合意形成に時間を要することから、事業進捗に遅れがあることに加えて、焼失棟数算定の手法上、施策の効果が十分に反映されない。</li> <li>・ソフト施策では、地元協議会の無い対象区域への幅広い周知・啓発が十分ではなかった。</li> </ul> <p>○新たな地震火災対策の検討の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5~14年までを期間とする新たな地震火災対策方針（仮称）を令和4年度中に策定する。</li> <li>・対象地域（重点対策地域と対策地域）において、『延焼危険性』の解消を基本方針とし、全国の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の評価指標として</li> </ul>

も採用されている、火災時の逃げ遅れを減らすための『避難困難性』の解消の視点を加えて、実効性のある具体的な取組を検討する。

- ・新たな方針の目標として、引き続き、現在の目標である「全市の建物被害半減」は維持するとともに、対象地域（重点対策地域と対策地域）の取組が可視化できる新たな目標を追加する。
- ・新たな目標設定には、きめ細かい進捗管理に適する手法を採用し、進捗状況に応じた柔軟な施策展開を行う。
- ・目標達成に向け、制度設計を行い実効性のある具体的な取組を検討する。

**【主な意見等】**

- ・感震ブレーカーの設置促進については、総務局や消防局と連携し対策の柱として取組を強化すること。
- ・市内全域における防災計画上の減災目標と、新たな地震火災対策の対象地域で設定する目標が異なるという点について、市民に分かりやすく説明を行うこと。

**【結論】**

主な意見を踏まえつつ、局案の方向性について了承。